

県から市への事務移譲等による市への財政影響について（試算）

県地域振興課

中核市移行に伴う県から市への事務移譲により、市の財政に与える影響額について試算したもの。歳出として、①移譲事務（県から市への事務委託を含む）に係る事業費、②事務処理に必要な人件費、③保健所設置など施設や資機材の整備経費等。歳入として①普通交付税、②国庫支出金、③県からの権限移譲交付金、④県委託金等（主に平成25年度に県において実施した事務の決算額により試算）

歳 出	歳 入
① 事業費	① 普通交付税 国から中核市へ交付される普通交付税
② 移譲事務に係る人件費	② 国庫支出金 中核市の事業に交付される国の負担金等
③ 施設・資機材等の整備・運営経費	③ 事務手数料 新たに市が担う事務の手数料等
	④ 権限移譲交付金 ・中核市の法定移譲事務のうち現に条例移譲により市において実施している事務に係る交付金の減 ・法定移譲事務に併せて任意に移譲を受ける知事権限事務に係る交付金の増
	⑤ 県委託料 県から委託を行う4町に係る保健所関連事務等の委託料
	⑥ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る特別会計 特別会計設置に係る貸付原資

【参考】

1 歳出影響（県試算）

- (1) 事業費（法定移譲事務、法定外（県単独事務、関連事務）移譲事務、県からの委託事務を含む。平成25年度の県事業として実施していたものについて平成25年度決算をベースに試算したもの）

約 9. 3 億円

【試算方法】

- ・移譲事務に係る県の決算額（平成25年度）をベースに取りまとめたもの
- ・法改正等による新たな事務は含まれていない。
- ・鳥取市、東部4町分の事業費は、各事業ごとに県全体または東部全体の歳出決算額を人口、対象者数等により事業毎に按分する等により算出したものを積み上げたもの。

(2) 移譲事務に係る人件費 約 4. 8 億円

【試算方法】

- ・平成27年度普通交付税 市町村給与費単価を用いて試算
保健所長（医師）：部長級（10,497千円）×2⇒（20,994千円）※手当分を考慮
課長級：課長級（9,366千円）
その他の職員：職員A（8,257千円）職員B（5,286千円）の平均⇒（6,772千円）
- ・移譲事務に係る所要人役は、現行の県の事務処理人役を基本に、4町に係る県事務を委託することを想定して人役を試算 計67人
保健所長（1人）
課長級（5人役）各事務所の課長人数（福祉企画課、障がい福祉課、健康支援課、環境・循環推進課、生活安全課）
その他の職員（61人役） 事務所人役（56人役）、本庁人役（5人役）
- ・各事務所従事の非常勤職員の人件費は、移譲事務事業費に含まれるため計算しない。
（福祉）母子・父子・寡婦福祉資金償還協力員（2名）
（環境）廃棄物適正処理推進指導員（1名）
狂犬病予防技術員（2名）

(3) 施設・資機材等の整備・運営経費 (先行市における導入・運用経費を参考)

- ① 初度整備費(施設・設備費) 約1.2億円
- ・保健所工事費・修繕費 15,000千円 ※施設は既存の建物の改修を想定
 - ・保健所検査機器・試薬等 42,000千円
 - ・システム導入経費 63,000千円
- ② 運営経費・維持管理経費 約0.6億円
- ・システム運用経費 28,000千円
 - ・保健所運営費 32,000千円

2 歳入影響(県試算)

(1) 普通交付税 (市で算出)

中核市の移行により基準財政需要額が増加することから、基準財政収入額との差で国から交付される普通交付税の額が増加することが見込まれる。

(2) 国庫支出金(県負担金等)

中核市移行により、法令上の財源負担割合の変更により、国・県の交付金(負担金)がなくなり、市の負担となるものの例

(例) 【現行】 → 【中核市移行後】
国1/2、県1/4、市1/4 → 国1/2、中核市1/2

【試算方法】

- ・平成25年度 県歳出決算額より推計

<主な事業とH25県歳出決算額(県試算)>

- ・隣保館運営費等補助金
(国1/2、県1/4、市1/4) → (国1/2、中核市1/2)
H25 実績額 県 28,776千円 → 0千円
市 28,776千円 → 57,548千円
- ・重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業
(国1/2、県1/4、市1/4) → 国庫補助対象外(中核市10/10)
H25 実績額 県 31,934千円 → 0千円
市 10,645千円 → 42,579千円
- ・生活保護費負担金(住居不定者扶助)
(国3/4、県1/4) → (国3/4、中核市1/4)
H25 実績額 県 37,731千円 → 0千円
市 0千円 → 37,731千円

(3) 権限移譲交付金

① 中核市移行に伴い固有事務となるもの(県試算) 約7.5百万円

知事権限特例条例により、現在、市が任意に移譲を受けている事務について、中核市の法定移譲事務となることにより、県からの権限移譲交付金が交付されなくなるものとして試算

<該当事務と鳥取市へのH25年度交付額>

- ・化製場法、浄化槽法、屋外広告物法に基づく事務分 7,451千円

② 法定移譲に併せて市に新たに移譲する任意事務

※金額は、歳出の(1)事業費及び(2)人件費に含まれる。(今後、県で試算)

(4) 手数料収入(事務所取扱証紙収入) 約20.0百万円

<主な手数料とH25県証紙収入額(県試算)>

- ・衛生事業許可等手数料 829千円
(診療所開設、薬局開設、医療機器等販売業・賃貸許可、毒物劇物販売登録ほか)
- ・動物愛護管理手数料 486千円
- ・食品営業許可等手数料 16,076千円

※移譲事務のうち経由事務に係る手数料等は含まない。

(5) 県委託料

県から委託をする4町に係る保健所関連事務等に係る県からの事務委託料

※金額は、歳出の(1)事業費及び(2)人件費に含まれる。(今後、県で試算)